

企画県土警察常任委員会資料

(平成24年11月28日)

- 1 総合評価落札方式の見直しについて 【県土総務課】……1ページ
- 2 「県道の構造の技術的基準等に関する条例(案)」の概要に関するパブリックコメントの実施
について 【道路企画課】……9ページ
別紙
- 3 平成24年度鳥取県除雪対策協議会の開催結果について 【道路企画課】……11ページ
- 4 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
【技術企画課・道路企画課・道路建設課・河川課】……12ページ

県土整備部

総合評価落札方式の見直しについて

平成24年11月28日

県土総務課

工事の品質確保、地域に根ざした企業の育成等の観点から、県土整備部及び各総合事務所県土整備局が発注する建設工事について、その工事の内容や規模に応じた複数の総合評価落札方式の導入や評価項目の見直しを行います。

なお、地域密着型総合評価落札方式の導入を契機に、鳥取県建設工事等入札制度基本方針で定める限定公募型指名競争入札を廃止し、制限付一般競争入札の対象範囲を拡大します。

資料 1

1 経緯

月	日	建設業関係団体・個別建設業者への説明会
8	10～17 28～30	○総合評価落札方式の見直し素案説明会 建設業関係団体への説明会 個別建設業者への説明会
9～10		○見直し素案に係る意見の集約及び意見を踏まえた改正案作成 建設業関係団体の意見・要望、県内建設業者の意見は48件
11	7～14 26	○総合評価落札方式の改正案に係る建設業関係団体との意見交換会 ○鳥取県建設工事等入札・契約審議会

2 総合評価落札方式の見直しに係る主な意見

評価項目等	主な意見・要望
＜簡易評価型＞	
会 社 工事成績	・未受注者の工事成績を引き上げること。 ・県外大手とのJV工事の工事成績は評価対象外とすること。(工事成績が高くなる。)
企業経営	・廃止すること。 ・現行どおり又は配点を引き上げること。(企業経営の差を明確にすべきである。)
技術者数	・廃止すること。(企業経営と二重評価になる。) ・現行どおりとすること。(技術者数の廃止は技術者削減に繋がり雇用に深刻な影響がある。)
配置技術者 工事成績	・配置技術者の工事成績を評価すること。(技術者の技術力を評価すべきである。)
受 注 額	・県工事受注額で評価すること。 ・現行どおり生産指標額で評価すること。(県工事だけの評価では駄目である。) ・受注額点を縮小すること。 ・生産指標額の算出方法を是正すること。 ・トンネル工事の工種を分離すること。
地 域 点	・距離制廃止・同一ブロック同一点、総合事務所管内の地域性を考慮すること。 ・ブロック間や総合事務所管内の点差を大きくすること。 ・ブロック間の点差を小さくすること。
地域貢献度	・廃止すること。(点数ほしさにダンピング受注等の加点制度の弊害が発生する。) ・地域貢献度を廃止すると除雪等の地域貢献をする業者が減少するため残すこと。 ・災害協定等の締結業者へ加点すること。
雇 用	・高卒、大卒の雇用を評価すること。(若手育成・雇用促進等に寄与する。) ・雇用を評価しないこと。(不正な手段が可能と思われ悪用されかねない。雇用については補助金等に対応すればよい。)
＜地域密着型＞	
会社同種 工事实績	・会社同種工事实績は評価しないこと。(未受注者が参入できない。)
地 域 点	・簡易評価型と同様の評価とすること。
＜技術提案評価型＞	
技術提案点	・技術提案点を縮小すること。
地域点	・地域点を評価すること。

資料 2

1 総合評価落札方式の見直し案の概要

＜現行＞

予定価格	250万円	1千万円	6千万円	19.4億円
入札方式	随意契約	限定公募型 指名競争入札	制限付一般競争入札 特別簡易型 総合評価	一般競争 入札
対象管内		3ブロック	全 県	制限無し



＜見直し案＞

予定価格	250万円	1千万円	6千万円	19.4億円
入札方式	随意契約		制限付一般競争入札 ③簡易評価型 総合評価	一般競争 入札
		制限付一般競争入札 ②地域密着型 総合評価	制限付一般競争入札 ①技術提案評価型 総合評価	
対象管内		3ブロック	全 県	制限無し

① 技術提案評価型 総合評価

技術的な工夫の余地がある工事において、施工上の工夫等の技術提案を求めて評価を行う。

＜対象工事＞ ・ 予定価格が6千万円以上の工事（平成24年度は4千万円以上の工事にて試行）
のうち、平成23～24年度の試行結果を踏まえて具体的な対象工種を決定する。

② 地域密着型 総合評価

技術的な工夫の余地が比較的小さい工事のうち、道路や河川の維持管理など、地域を良く知る企業が担う方が効率的であると考えられる工事について、会社の工事实績や地域性等により評価を行う。

＜対象工事＞ ・ 維持修繕系工事（年間道路維持工事、1千万円未満の小規模工事を含む）

③ 簡易評価型 総合評価

現行の特別簡易型総合評価対象工事のうち、上記①、②の対象とならない工事について、会社や配置技術者の工事成績等により評価を行う。

＜対象工事＞ ・ 技術提案評価型及び地域密着型の対象とならない工事

2 総合評価の評価項目の見直し案の概要

(1) 簡易評価型総合評価の評価項目

評価項目	現 行	改正案																										
会社の施工能力																												
会 社 工事成績	<p>■会社工事成績点 (20点)</p> <p>$= 20 \times \frac{\text{入札参加者の会社工事成績}}{\text{入札参加者の最高会社工事成績}}$</p> <ul style="list-style-type: none"> 会社工事成績は、3～7年間の県工事における同一工種の会社工事成績の平均値とする。 <ul style="list-style-type: none"> 土木一般等 3年 アンカー工 6年 とび等一般等 7年 上記の3～7年間に、工事の受注実績がない会社の場合、会社の工事成績は工事成績の基準点65点とする。 	<p>■会社工事成績点 (15点)</p> <p>$= 15 \times \frac{\text{入札参加者の会社工事成績}}{\text{入札参加者の最高会社工事成績}}$</p> <ul style="list-style-type: none"> 会社工事成績は、3年間の県工事における同一工種の会社工事成績の平均値とする。 上記の3年間に、工事の受注実績がない会社の場合、工事成績の評価対象期間を最長5年まで延長する。 上記の5年間に、工事の受注実績がない会社の場合、会社の工事成績は、大部分の会社における工事成績の最小値とし、毎年更新する。 <p>※ 「大部分の会社における工事成績の最小値」は、「工事成績の平均値－2×標準偏差」とし、平成24年度(平成21～23年平均)の場合は68点である。</p>																										
会 社 同種工 実 績	<p>■会社同種工事实績点 (4点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札参加者が提出した過去5年間の県又は国工事における会社同種工事实績に係る工事成績により、次のとおり評価する。 <p>※会社同種工事实績を入札参加条件とする場合に評価対象とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事成績</th> <th>会社同種工事实績点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>85点以上</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>80点以上85点未満</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>75点以上80点未満</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>70点以上75点未満</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>70点未満</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>	工事成績	会社同種工事实績点	85点以上	4点	80点以上85点未満	3点	75点以上80点未満	2点	70点以上75点未満	1点	70点未満	0点	<p>■会社同種工事实績点 (5点)</p> <p>同 左</p> <p>※ 同 左</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事成績</th> <th>会社同種工事实績点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>85点以上</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>81点以上85点未満</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>77点以上81点未満</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>73点以上77点未満</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>70点以上73点未満</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>70点未満</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>	工事成績	会社同種工事实績点	85点以上	5点	81点以上85点未満	4点	77点以上81点未満	3点	73点以上77点未満	2点	70点以上73点未満	1点	70点未満	0点
工事成績	会社同種工事实績点																											
85点以上	4点																											
80点以上85点未満	3点																											
75点以上80点未満	2点																											
70点以上75点未満	1点																											
70点未満	0点																											
工事成績	会社同種工事实績点																											
85点以上	5点																											
81点以上85点未満	4点																											
77点以上81点未満	3点																											
73点以上77点未満	2点																											
70点以上73点未満	1点																											
70点未満	0点																											
企業経営	<p>■企業経営点 (2点)</p> <p>$= 0.2 \times \text{企業経営点} \times \text{係数}$</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業経営点は、経営事項審査の総合評定値から発注工種に応じた数値を控除した数値とする。 総合評定値は、経営状況分析と経営規模等(経営規模、技術力(技術者数等)他)評価の結果により算出した各項目を総合的に評価した値である。 	<p>■企業経営点 (3点)</p> <p>$= 3 \times \left(\frac{\text{入札参加者の総合評定値} - \text{総合評定値の下限値}}{\text{総合評定値の上限値} - \text{総合評定値の下限値}} \right)$</p>																										
技術者数	<p>■技術者点 (2点)</p> <p>$= 0.1 \times \text{技術者数} \times \text{係数}$</p>	<p>■技術者点 廃止</p>																										

評価項目	現 行	改正案												
配置技術者の施工能力														
配 置 技 術 者 工 事 成 績		<p>■配置技術者工事成績点 (5点)</p> <p>$= 5 \times \frac{\text{入札参加者の配置技術者工事成績}}{\text{入札参加者の最高配置技術者工事成績}}$</p> <p>・配置技術者の工事成績は、入札参加者が提出した過去5年間の県又は国工事における配置技術者の工事成績とする。</p> <p>ただし、配置技術者の工事成績は、主任技術者、監理技術者又は現場代理人としての工事成績とし、現場代理人としての工事成績は、施工当時に現場代理人が1級土木施工管理技士等の特定資格を保有していたものに限る。</p>												
配 置 技 術 者 同 種 工 事 実 績		<p>■配置技術者同種工事实績点 (2点)</p> <p>・入札参加者が提出した過去5年間の県又は国工事における配置技術者の同種工事实績に係る工事成績により次のとおり評価する。</p> <p>※配置技術者の同種工事实績を入札参加条件とする場合に評価対象とする。</p> <table border="1" data-bbox="900 965 1490 1196"> <thead> <tr> <th>工 事 成 績</th> <th>配 置 技 術 者 同 種 工 事 実 績 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>85 点 以 上</td> <td>2 点</td> </tr> <tr> <td>80 点 以 上 85 点 未 満</td> <td>1. 5 点</td> </tr> <tr> <td>75 点 以 上 80 点 未 満</td> <td>1 点</td> </tr> <tr> <td>70 点 以 上 75 点 未 満</td> <td>0. 5 点</td> </tr> <tr> <td>70 点 未 満</td> <td>0 点</td> </tr> </tbody> </table>	工 事 成 績	配 置 技 術 者 同 種 工 事 実 績 点	85 点 以 上	2 点	80 点 以 上 85 点 未 満	1. 5 点	75 点 以 上 80 点 未 満	1 点	70 点 以 上 75 点 未 満	0. 5 点	70 点 未 満	0 点
工 事 成 績	配 置 技 術 者 同 種 工 事 実 績 点													
85 点 以 上	2 点													
80 点 以 上 85 点 未 満	1. 5 点													
75 点 以 上 80 点 未 満	1 点													
70 点 以 上 75 点 未 満	0. 5 点													
70 点 未 満	0 点													
資 格	<p>■資格点 (2点)</p> <p>一級技術者 (一級土木施工管理技士等) 2点 二級技術者 (二級土木施工管理技士等) 1点 その他の技術者 (実務経験者等) 0.5点</p> <p>なお、2,500万円未満の工事については、入札に参加した全ての業者に対して一律の1点を付与する。</p>	<p>■資格点 (2点)</p> <p>同 左</p> <p>なお、2,500万円未満の工事については、評価しない。</p>												
CPDS	<p>■CPDS (1点)</p> <p>・配置技術者の技術評価として技士会連合会の継続学習(CPDS)を行っている技術者に対して加点する。5年以内に30ユニット以上の実績がある者に1点加点する。</p> <p>なお、2,500万円未満の工事については、評価しない。</p>	<p>■CPDS (1点)</p> <p>同 左</p>												

評価項目	現 行	改正案
受 注 額	<p>■受注額点 (4点)</p> $= 4 \times (1 - \text{県工事受注額} / (\text{生産指標額} \times k1))$ <ul style="list-style-type: none"> 生産指標額は、過去3年間の公共工事(国・県・市町村等)及び民間工事等の受注に伴う経費(売上原価)及び会社経営のための経費(販売及び一般管理費)の平均値とする。 生産指標額の算定にあたっては、前年の完成工事高に対する発注工種に係る完成工事高の割合で案分する。 	<p>■受注額点 (4点)</p> $= 4 \times (1 - \text{県工事受注額} / \text{県工事平均受注額 または「生産指標額} \times k1\text{」})$ <ul style="list-style-type: none"> 県工事平均受注額または「生産指標額×k1」のいずれか1つを選択することができる。 県工事平均受注額は、過去3年間の県工事年間受注額の平均値とする。 同左 生産指標額の算定にあたっては、<u>過去3年間の完成工事高</u>に対する発注工種に係る完成工事高の割合で案分する。 県工事受注額の算定にあたって、2億円以上のトンネル工事は、受注額の上限を設定し、上限を超える部分は県工事受注額の対象外とする。 ※トンネル工事の受注額の上限は、過去5年間の2億円以上のトンネル工事を除く一般土木工事の最大受注額相当とする。
地 域 点	<p>■地域点 (4点)</p> <p>①同一ブロック内 (4～1点) 地域点=4 (現場からの距離 X 15km 以下) $= 0.6 \times (8 - X / 5) + 1$ (X : 16km 以上 40km 以下) =1 (X : 41km 以上)</p> <p>②ブロック外 (3～0点) 地域点=3 (X : 15km 以下) $= 0.6 \times (8 - X / 5)$ (X : 16km 以上 40km 以下) =0 (X : 41km 以上)</p>	<p>■地域点 (4点)</p> <p>①同一総合事務所管内の地域点は、同一点とする。</p> <p>②東・中・西部3ブロック間の点差は4点とする。</p> <p>③東部と八頭間、西部と日野間の点差は3点とする。</p> <p>(例) 東部総合事務所管内の工事の場合 地域点= 4点(東部) 1点(八頭) 0点(上記以外)</p>
地 域 貢 献 度	<p>■地域貢献度 (2点)</p> $= \text{緊急応急工事加点} + \text{除雪加点}$ <ul style="list-style-type: none"> 緊急応急工事加点 1点 緊急応急工事の実績 除雪加点 1点 除雪業務の実績 	<p>■地域貢献度 廃止</p>

評価項目	現 行	改正案																
雇 用		■雇用 (1点) 新卒者の雇用実績 ・過去3年以内に大学、高等専門学校、高等技術専門学校、高等学校、専門学校、中学校を卒業等した者を正規雇用社員として1年以上継続して雇用した場合に、新規雇用した年の翌年度に1年間加点する。																
資格停止	■施工体制 (限度なし) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格停止期間</th> <th>点 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月以上3月未満</td> <td>-1点</td> </tr> <tr> <td>3月以上6月未満</td> <td>-2点</td> </tr> <tr> <td>6月以上</td> <td>-3点</td> </tr> </tbody> </table> ・減点する期間は、資格停止期間の2倍とする。	資格停止期間	点 数	1月以上3月未満	-1点	3月以上6月未満	-2点	6月以上	-3点	■資格停止 (限度なし) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格停止期間</th> <th>点 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月以上3月未満</td> <td>-2点</td> </tr> <tr> <td>3月以上6月未満</td> <td>-4点</td> </tr> <tr> <td>6月以上</td> <td>-6点</td> </tr> </tbody> </table> ・同 左	資格停止期間	点 数	1月以上3月未満	-2点	3月以上6月未満	-4点	6月以上	-6点
資格停止期間	点 数																	
1月以上3月未満	-1点																	
3月以上6月未満	-2点																	
6月以上	-3点																	
資格停止期間	点 数																	
1月以上3月未満	-2点																	
3月以上6月未満	-4点																	
6月以上	-6点																	

【現 行】

評価項目	入札価格点数	施工能力点数										
		会社の施工能力				配置技術者の施工能力		受注額	地域点	地 域 貢 献 度	施工体制 ※減点項目	合計点
		工 事 成 績	同種工事 実 績	企業 経 営	技 術 者 数	資 格	CPD S					
配点	60	20	4	2	2	2	1	4	4	2	0	101



【改正案】

評価項目	入札価格点数	施工能力点数											
		会社の施工能力			配置技術者の施工能力				受注額	地域点	雇 用	資格停止 ※減点項目	合計点
		工 事 成 績	同種工事 実 績	企業 経 営	工 事 成 績	同種工事 実 績	資 格	CPD S					
配点	60	15	5	3	5	2	2	1	4	4	1	0	102

(2) 地域密着型総合評価の評価項目

評価項目	案								
会社の施工能力									
会社同種工事実績	<p>■会社同種工事実績点 (1点)</p> <p>・入札参加者が提出した過去15年間の県、市町村又国工事における会社同種工事実績の有無により次のとおり評価する。</p> <table border="1"> <tr> <th>同種工事実績の有無</th> <th>会社同種工事実績点</th> </tr> <tr> <td>実績あり</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>実績なし</td> <td>0点</td> </tr> </table> <p>＜同種工事＞ (例) 河川修繕工事の場合 ・河川関係工事 (河川修繕工事、河川改修工事等)</p>	同種工事実績の有無	会社同種工事実績点	実績あり	1点	実績なし	0点		
同種工事実績の有無	会社同種工事実績点								
実績あり	1点								
実績なし	0点								
配置技術者の施工能力									
資格	<p>■資格点 (1点)</p> <p>一級技術者 (一級土木施工管理技士等) 1点 二級技術者 (二級土木施工管理技士等) 0.5点 その他の技術者 (実務経験者等) 0.25点 なお、2,500万円未満の工事については、評価しない。</p>								
CPDS	<p>■CPDS (1点)</p> <p>・配置技術者の技術評価として技士会連合会の継続学習 (CPDS) を行っている技術者に対して加点する。5年以内に30ユニット以上の実績がある者に1点加点する。 なお、2,500万円未満の工事については、評価しない。</p>								
地域点	<p>■地域点 (4点)</p> <p>・同一総合事務所管内の地域点は、同一点とする。 ・東・中・西部3ブロック間の点差は4点とする。 ・東部と八頭間、西部と日野間の点差は3点とする。 ・年間道路維持工事の場合は、同一総合事務所管内において、工事箇所の市町村と工事箇所以外の市町村の点差は1点とする。 (例) 東部総合事務所管内の工事の場合 地域点=4点 (東部) 1点 (八頭) 0点 (上記以外) (例) 東部総合事務所管内の年間道路維持工事の場合 地域点=4点 (東部総合事務所管内の工事箇所の市町村) 3点 (東部総合事務所管内の工事箇所以外の市町村) 1点 (八頭) 0点 (上記以外)</p>								
資格停止	<p>■資格停止 (限度なし)</p> <table border="1"> <tr> <th>資格停止期間</th> <th>点数</th> </tr> <tr> <td>1月以上3月未満</td> <td>-2点</td> </tr> <tr> <td>3月以上6月未満</td> <td>-4点</td> </tr> <tr> <td>6月以上</td> <td>-6点</td> </tr> </table> <p>・減点する期間は、資格停止期間の2倍とする。</p>	資格停止期間	点数	1月以上3月未満	-2点	3月以上6月未満	-4点	6月以上	-6点
資格停止期間	点数								
1月以上3月未満	-2点								
3月以上6月未満	-4点								
6月以上	-6点								

【案】

評価項目	入札価格点数	施工能力点数					合計点
		会社の施工能力		配置技術者の施工能力		地域点	
		同種工事実績	資格	CPDS	資格停止 ※減点項目		
配点	90	1	1	1	4	0	97

(3) 技術提案評価型総合評価の評価項目

簡易評価型総合評価の見直しに併せて評価項目の見直しを行う。

評価の内容は、簡易評価型総合評価と同様である。

【現行】

評価項目	入札価格点数	施工能力点数						技術提案点数	合計点
		会社の施工能力		配置技術者の施工能力		地域貢献度	施工体制 ※減点項目		
		工事成績	同種工事実績	資格	CPDS				
配点	60	10	4	3	1	2	0	20	100



【改正案】

評価項目	入札価格点数	施工能力点数						地域点	資格停止 ※減点項目	技術提案点数	合計点
		会社の施工能力		配置技術者の施工能力		資格	CPDS				
		工事成績	同種工事実績	工事成績	同種工事実績						
配点	60	5	5	5	2	2	1	4	0	20	104

3 総合評価落札方式の見直しの施行時期

- ① 技術提案評価型総合評価は、平成23～24年度に試行を行い、試行結果を踏まえて、平成25年度から本格実施する。
- ② 地域密着型総合評価は、平成24年度中に全面施行する。
- ③ 簡易評価型総合評価は、平成24年度に改正案について周知を図り、平成25年度から全面施行する。

「鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例（案）」の概要に関するパブリックコメントの実施について

平成 24 年 11 月 28 日
道 路 企 画 課

地方分権一括法の施行に伴い、これまで国の政省令で全国一律の基準とされていた、県道における道路構造の技術的基準、道路標識の寸法、移動等円滑化（バリアフリー）の基準について、地方公共団体の条例で定めることとなりました。

このため、県では、PTA、福祉関係団体、バス・トラック業界団体等の道路利用者や学識経験者等で構成する検討会をこれまで2回開催し、条例の内容について検討してきたところです。

この度、検討会の意見を踏まえた条例案の概要について、以下のとおりパブリックコメントを実施します。

1 パブリックコメントで意見を求める条例（案）の概要

(1) 条例で定める基準

ア 県道の構造の技術的基準

「道路構造令」で定められている基準のうち、道路の幅員、線形、勾配、視距等の基準

イ 県道に設ける道路標識の寸法

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」で定められている基準のうち、案内標識、警戒標識及びこれらに附置する補助標識の寸法

ウ 移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準

「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」で定められている全ての基準（高齢者、障害者等の移動等円滑化が必要な道路における歩道の幅員、勾配等及び各施設（立体横断施設、駐車場等）の構造についての基準）

(2) 条例（案）の概要

道路構造令等で定められている基準を基本としますが、以下について本県の地理的特性や通行需要等の状況を踏まえ、独自の基準を定めることとします。

ア 県道の構造の技術的基準

- 市街地等における車道縦断勾配の上限値の縮小【冬期の路面凍結に対する安全性向上】
- 交通量の少ない県道における1車線道路の適用【山地部等における道路整備の促進】
- 待避所の長さの縮小【山地部等における道路整備の促進】
- 交差点部における車線幅員の縮小【交通の円滑化の促進】
- 自転車歩行者道等を設けない場合の路肩幅員の拡大【自転車等の通行の安全性向上】
- 歩道の車道に対するフラット化【バリアフリー化の推進】
- バスが正着しやすいバス停の構造【バリアフリー化の推進】

イ 県道に設ける道路標識の寸法

- 警戒標識の寸法の統一化【基準の明確化】
- 案内標識の文字の大きさ統一化【基準の明確化】

ウ 移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準

- 横断歩道に接続する歩道の段差を解消【車いすの通行の円滑化】
- 便所の構造に関する詳細な規定【福祉のまちづくり条例との整合】

2 意見募集の方法等

(1) 応募期間

平成24年11月28日(水)から同年12月25日(火)まで

(2) 周知方法

- ・ 県のホームページ及び新聞広告に掲載。
- ・ 各窓口(県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図書館、各市町村)に募集案内チラシを配架

(3) 意見等の応募方法

ホームページ、電子メール、郵送、ファクシミリ、各窓口を設置された意見箱への投函

3 意見等の公表方法

応募のあった意見等の趣旨とそれに対する県の考え方をホームページ上で公表

4 今後の予定

- (1) 県民から寄せられた意見を踏まえて条例案を策定
- (2) 2月議会に提案
- (3) 平成25年4月1日施行

平成24年度鳥取県除雪対策協議会の開催結果について

平成24年11月28日
道路企画課

平成24年度の除雪計画について、関係機関との連絡調整を図り、円滑な除雪体制を確保することを目的として、鳥取県除雪対策協議会を開催しました。

1 日時 平成24年10月31日(水) 午後1時30分から3時30分

2 場所 第34会議室(県庁第2庁舎4階)

3 内容

(1) 冬季気象状況について【鳥取地方気象台】

冬季全体として、冬型の気圧配置が現れやすい見込みであり、平年と同様に曇りや雪又は雨の日が多いと予想される。

(2) 除雪計画について

ア 国土交通省、西日本高速道路(株)の計画について

国管理道路(国道・鳥取自動車道・山陰道)及び米子自動車道については、気象状況に応じて、早めの出勤により、迅速かつ適切な除雪作業を行い、冬季間の安全な交通確保に努める。

イ 県の計画について

昨年度は、平成22年度の豪雪を教訓に、除雪の出勤基準の見直し、除雪機械の増加など、様々な取組みを行った結果、記録的な豪雪にもかかわらず大きな問題もなく、冬季の通行を確保することができた。

平成24年度も県保有の除雪機械やライブカメラを増加するなど、除雪体制の強化を図るとともに、各関係機関相互で連携・情報共有するなど、積雪時の連絡体制等について確認した。

また、通学路の安全を確保するため、昨年度から実施している地域住民によるボランティア除雪を拡大し、通学路の歩道除雪に取り組む。

【除雪機械(県保有)の整備状況】

	H23	H24	増減
車道除雪機	109台	113台	+4台
歩道除雪機	62台	77台	+15台
合計	171台	190台	+19台

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【新規分】 主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	県土整備部 摘要
技術企画課 西部総合事務所 〔県土整備局〕	佐陀川砂防単独災害復旧工事(溝砂除石)(3工区)	西伯郡 伯耆町 丸山	(株)ティール・エム・エス 代表取締役 別所 一生	113,610,000円 (予定価格) 124,124,700円	平成24年10月23日 ~ 平成25年3月22日	平成24年10月22日	制限付 一般競争入札 (11社)
道路企画課 東部総合事務所 〔県土整備局〕	県道猪ノ子国安線(源太橋)橋梁補強工事(上部工1工区)(交付金)	鳥取市 源太 ~ 国安	富士ビーエス・宇都興産機械・高野組JV 代表者(株)富士ビーエス鳥取営業所 所長 久林 正和	524,055,000円 (予定価格) 680,837,850円	平成24年10月16日 ~ 平成26年8月29日	平成24年10月15日	制限付 一般競争入札 (6社)
道路企画課 東部総合事務所 〔県土整備局〕	県道猪ノ子国安線(源太橋)橋梁補強工事(上部工2工区)(交付金)	鳥取市 源太 ~ 国安	極東・高田・吾妻JV 代表者 極東興和(株)鳥取営業所 所長 木田 徳司	521,490,900円 (予定価格) 684,406,800円	平成24年10月16日 ~ 平成26年8月29日	平成24年10月15日	制限付 一般競争入札 (5社)
道路企画課 西部総合事務所 〔県土整備局〕	国道431号(境水道大橋)耐震補強工事(上部工)	鳥取県 松江市 美保園町 森山 ~ 鳥取県 境港市 岬町	日立・滝上特定建設工事共同企業体 代表者 日立造船(株)中国支社 支社長 鈴木 一史	1,165,500,000円 (予定価格) 1,494,177,300円	平成24年10月16日 ~ 平成26年12月24日	平成24年10月15日	制限付 一般競争入札 (7社)
道路建設課 東部総合事務所 〔県土整備局〕	国道178号(岩美道路)トンネル工事((仮称)岩美3号トンネル)(補助)	岩美郡 岩美町 浦富 ~ 本庄	大林・大成・八幡JV 代表者(株)大林組 広島支店 常務執行役員支店長 鹿毛 重久	3,235,241,100円 (予定価格) 4,329,039,750円	平成24年10月16日 ~ 平成27年3月13日	平成24年10月15日	制限付 一般競争入札 (20社)
河川課 東部総合事務所 〔県土整備局〕	塩見川広域河川改修工事(4工区)	鳥取市 福部町 細川	(株)興洋工務店 代表取締役 砂原 好彦	128,835,000円 (予定価格) 141,620,850円	平成24年10月5日 ~ 平成25年3月15日	平成24年10月5日	制限付 一般競争入札 (6社)

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
技術企画課 西部総合事務所 〔県土整備局〕	精進川砂防災害復旧工事(23年災第214号)	米子市 淀江町 本宮	美保テクノス(株) 取締役社長 野津 一成	(当初契約額) 133,140,000円	平成24年3月22日 ~ 平成24年11月25日 (変更後工期) 平成25年3月15日	(当初契約年月日) 平成24年3月21日	
				(第1回変更後契約額) 133,140,000円 〔 (変更額) 0円 〕		(第1回変更契約年月日) 平成24年10月12日	
技術企画課 西部総合事務所 〔県土整備局〕	佐陀川砂防災害復旧工事(23年災244号)	西伯郡 伯耆町 丸山	(有)平井工業 代表取締役 平井 茂見	(当初契約額) 145,005,000円	平成24年3月19日 ~ 平成24年10月23日 (変更後工期) 平成25年3月19日	(当初契約年月日) 平成24年3月19日	
				(第1回変更後契約額) 167,948,550円 〔 (変更額) 22,943,550円 〕		(第1回変更契約年月日) 平成24年10月17日	
技術企画課 西部総合事務所 〔県土整備局〕	佐陀川河川災害関連工事(1工区)	米子市 河岡	(株)平井組 代表取締役 西沢 吉次	(当初契約額) 116,235,000円	平成24年1月19日 ~ 平成25年3月15日	(当初契約年月日) 平成24年1月18日	
				(第1回変更後契約額) 122,913,000円 〔 (変更額) 6,678,000円 〕		(第1回変更契約年月日) 平成24年10月22日	
技術企画課 西部総合事務所 〔県土整備局〕	佐陀川河川災害関連工事(2工区)	米子市 河岡	イワタ建設(株) 代表取締役 岩田 義美	(当初契約額) 146,475,000円	平成24年2月3日 ~ 平成25年3月15日	(当初契約年月日) 平成24年2月2日	
				(第1回変更後契約額) 149,989,350円 〔 (変更額) 3,514,350円 〕		(第1回変更契約年月日) 平成24年10月22日	
技術企画課 西部総合事務所 〔県土整備局〕	佐陀川河川災害関連工事(3工区)	米子市 河岡	イワタ建設(株) 代表取締役 岩田 義美	(当初契約額) 130,725,000円	平成24年2月2日 ~ 平成25年3月15日	(当初契約年月日) 平成24年2月1日	
				(第1回変更後契約額) 133,130,550円 〔 (変更額) 2,405,550円 〕		(第1回変更契約年月日) 平成24年10月22日	

県土整備部

【変更分】 主 務 課	工 事 名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工 期	契約年月日	摘 要
技術企画課 〔西部総合事務所〕 〔県土整備局〕	佐陀川河川災害関連工事(4工区)	米子市 河岡	コーワ建設(株) 代表取締役 阿部 充	(当初契約額) 127,050,000円	平成24年1月27日 ~ 平成25年3月15日	(当初契約年月日) 平成24年1月26日	
				(第1回変更後契約額) 142,234,050円 〔 (変更額) 15,184,050円〕		(第1回変更契約年月日) 平成24年10月22日	
技術企画課 〔日野総合事務所〕 〔県土整備局〕	国道183号道路災害復旧工事(23 年災295号)	日野郡 日南町 新屋	(有)福岡組 代表取締役 福岡 誠一	(当初契約額) 87,150,000円	平成24年3月13日 ~ 平成24年10月29日	(当初契約年月日) 平成24年3月13日	
				(第1回変更後契約額) 101,636,850円 〔 (変更額) 14,486,850円〕		(第1回変更契約年月日) 平成24年10月26日	
河川課 〔東部総合事務所〕 〔県土整備局〕	塩見川広域河川改修工事(4工区)	鳥取市 福部町 細川	(株)興洋工務店 代表取締役 葉持 好彦	(当初契約額) 154,140,000円	平成24年3月30日 ~ 平成24年12月17日	(当初契約年月日) 平成24年3月30日	
				(第1回変更後契約額) 145,879,650円 〔 (変更額) △8,260,350円〕		(第1回変更契約年月日) 平成24年7月13日	
				(第2回変更後契約額) 145,755,750円 〔 (変更額) △123,900円〕		(第2回変更契約年月日) 平成24年10月3日	
河川課 〔東部総合事務所〕 〔県土整備局〕	塩見川広域河川改修工事(3工区)	鳥取市 福部町 細川	藤原・西村JV 代表者(株)藤原組 取締役社長 藤原 正	(当初契約額) 180,600,000円	平成24年3月9日 ~ 平成24年11月26日	(当初契約年月日) 平成24年3月9日	
				(第1回変更後契約額) 181,653,150円 〔 (変更額) 1,053,150円〕		(第1回変更契約年月日) 平成24年8月1日	
				(第2回変更後契約額) 182,869,050円 〔 (変更額) 1,215,900円〕		(第2回変更契約年月日) 平成24年10月26日	